

---

( 1 )

## 重量の通行条件がD条件となる車両の 夜間通行時間帯の緩和

重量D条件の車両に対して、  
緩和の試行対象道路において夜間通行  
の時間帯を20時～7時まで  
試行的に拡大します

# 1. 重量D条件車両の通行時間帯緩和試行について

- 緩和試行対象道路では、重量D条件に緩和後夜間通行時間帯が適用されます
- 緩和後夜間通行時間帯は、20時～7時（前後1時間ずつ拡大）です
- 夜間通行時間帯の緩和を受けるには、特車登録センターへの車両登録もしくは通行許可申請時の別記様式提出が必要です

## 【緩和適用後の通行時間帯】

| 道路区分          | 通行時間帯   |                        |
|---------------|---------|------------------------|
|               | 重量A～C条件 | 重量D条件                  |
| 緩和試行対象道路      | 0時～24時  | 20時～7時<br>(緩和後夜間通行時間帯) |
| 緩和試行対象道路以外の道路 | 0時～24時  | 21時～6時                 |

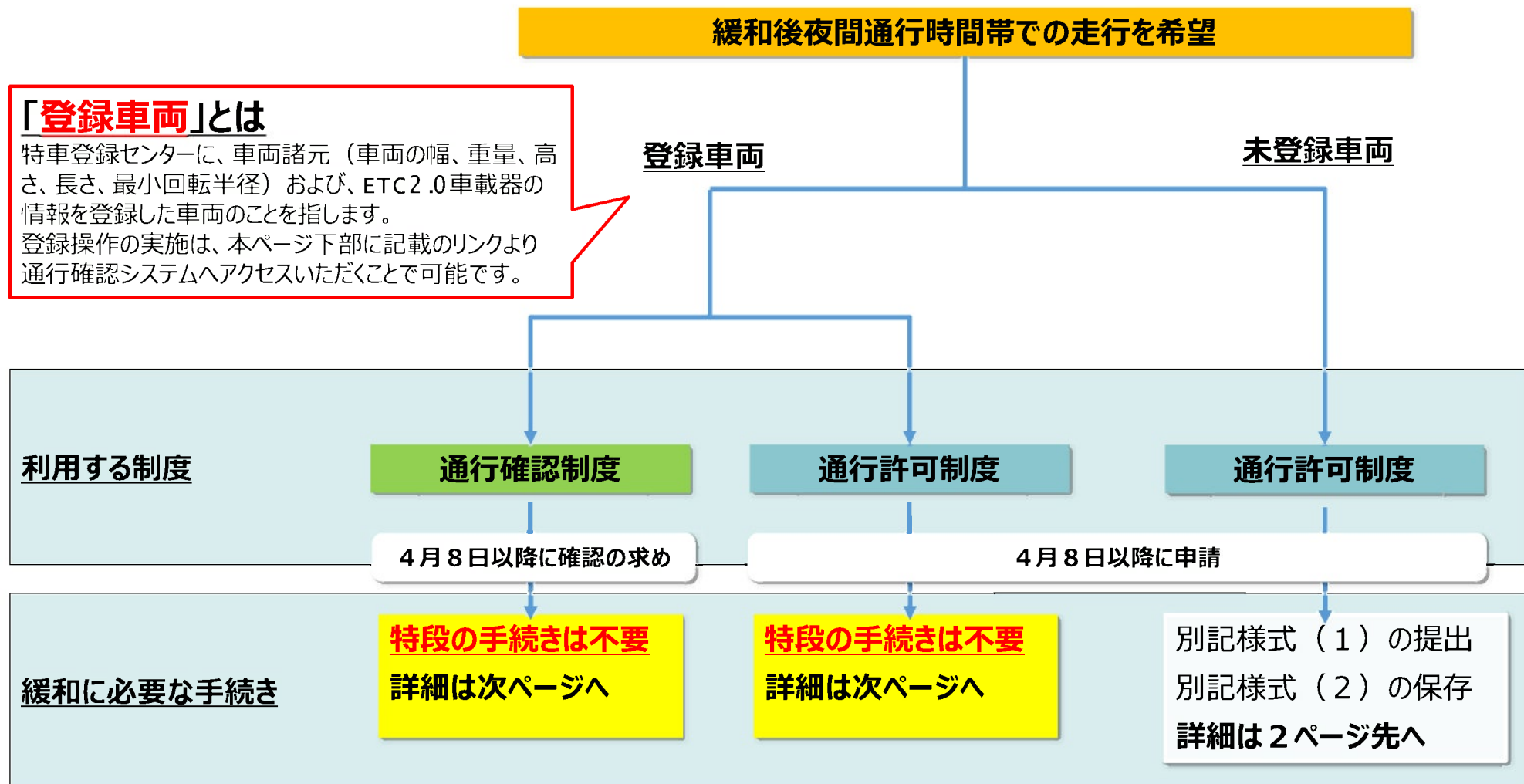
※緩和試行対象道路:道路管理者が道路構造の保全及び交通の危険の防止上の支障がないと認めた道路

## 【緩和試行対象車両】

| 車両区分                             | 必要手続き                             | 緩和の有無 |
|----------------------------------|-----------------------------------|-------|
| 特車登録センターへの登録車両                   | -                                 | 緩和対象  |
| 特車登録センターへの登録のない車両<br>(通行許可制度を利用) | 申請時に別記様式(1)を提出<br>走行記録を別記様式(2)に保存 | 緩和対象  |
|                                  | (上記手続きを実施しない場合)                   | 緩和対象外 |

緩和試行対象道路リストは [こちら](#) よりご参照ください。

## 2. 緩和適用のための手続き方法



【緩和適用をより便利にご利用いただくために、**車両登録の実施を推奨**しております！】

・車両登録の実施を希望する方は右記webサイトよりご登録ください

▷ [ログイン \(m.lit.go.jp\)](http://m.lit.go.jp)

・車両登録に関するQ & Aは右記webサイトよりご確認ください

▷ [車両の登録 - 特車サイト \(hido.or.jp\)](http://hido.or.jp)

## 2. 緩和適用のための手続き方法(通行確認システム)

- 登録車両が確認制度を利用して通行する場合は特段の手続きは不要です。  
(令和6年4月8日以降に発行された回答書から緩和が適用となります)

|             | 通行確認制度を利用                  |                                                              |
|-------------|----------------------------|--------------------------------------------------------------|
|             | 4月8日以降に新規発行の回答書            | 4月5日以前に発行済み回答書                                               |
| <b>登録車両</b> | 特段の手続き不要<br>(回答書取得で自動的に緩和) | 新規経路確認を実施 ※手数料発生<br>または<br>再ダウンロードを実施 ※手数料なし<br>(4月21日以降を予定) |

### 【通行確認制度を利用する際の緩和適用の手続き】

通行確認制度にて通行可能経路の確認 (通常の手続き)

特段の手続きなく緩和が適用された夜間通行時間帯を通行可能

未登録車両向け登録案内webサイト

・車両登録先

[ログイン \(m.tit.go.jp\)](http://m.tit.go.jp)

・車両登録に関するQ & A

[車両の登録 - 特車サイト \(hido.or.jp\)](http://hido.or.jp)

### 3. 緩和試行開始後の回答書例(通行確認システム)

#### 試行開始前

登録車両の通行に関する回答書

令和5年10月25日



(一財) 道路新産業開発機構

令和5年10月25日 付け回答番号第 23-5509 号で確認の求めのあった件について、下記のとおり回答します。

#### 2. 通行可能経路の通行に係る通行時間その他の通行方法

通行可能期間：令和5年10月25日から1年間

通行時間、通行方法の定めがある箇所は、別紙「通行可能経路マップ」や別紙「通行経路条件一覧」を確認のこと。通行条件に対応する通行方法については、別紙「通行条件の区分」を確認のこと。

別紙「通行経路条件一覧」の交差点の寸法C条件については、当該交差点において折進する場合に適用するものであり、原則、直進する場合には適用しない。  
バラ積み：不可

通行時間は、21時から8時までとする。  
(別紙「通行経路条件一覧」に通行時間帯が記載されている区間又は箇所)

また、交通混雑が予想される市街地等を通行する場合は、当該区間の交通混雑を避けて通行すること。

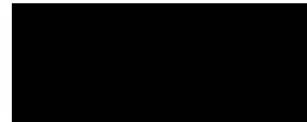
通行経路条件一覧

| 通行区域の条件一覧 |                   | 表紙欄番号         |        | 1 |                 |         |
|-----------|-------------------|---------------|--------|---|-----------------|---------|
| 目的地住所     |                   | 備考            |        |   |                 |         |
|           |                   |               |        |   |                 |         |
| 区間区分      | 名称<br>(交差点または区間物) | 出発地点の交差点      | 交差点地点名 | ～ | 目的地の交差点         | 交差点地点名  |
| 1         | 〃                 | 丸瀬 4331340057 | 大字川北   | ～ | 郡島川北 4331340043 | 大字川北    |
|           |                   | 21時～6時に通行のこと  |        |   |                 |         |
| 2         | 〃                 | 郡島 4331440002 | 郡島字上野  | ～ | 4331310017      | 大字川北字中尾 |
|           |                   | 21時～6時に通行のこと  |        |   |                 |         |
| 3         | 〃                 | 河本 4731720244 | 河本渡    | ～ | 花見 4731720348   | 花見      |
|           |                   | 21時～6時に通行のこと  |        |   |                 |         |
|           |                   | 内田 4331110261 | 大字神田   | ～ | 郡島 4331140028   | 郡島      |

#### 試行開始後

登録車両の通行に関する回答書

令和5年10月25日



(一財) 道路新産業開発機構

令和5年10月25日 付け回答番号第 23-5509 号で確認の求めのあった件について、下記のとおり回答します。

#### 2. 通行可能経路の通行に係る通行時間その他の通行方法

通行可能期間：令和5年10月25日から1年間

通行方法の定めがある箇所は、別紙「通行可能経路マップ」や「通行経路条件一覧」を確認のこと。通行条件に対応する通行方法については、別紙「通行条件の区分」を確認のこと。

別紙「通行経路条件一覧」の交差点の寸法C条件については、当該交差点において折進する場合に適用するものであり、原則、直進する場合には適用しない。

バラ積み：不可

夜間通行：あり

通行時間は、別紙「通行経路条件一覧」に通行時間帯が記載されている通行箇所及び通行時間帯を参照のこと。

また、交通混雑が予想される市街地等を通行する場合は、当該区間の交通混雑を避けて通行すること。

通行経路条件一覧

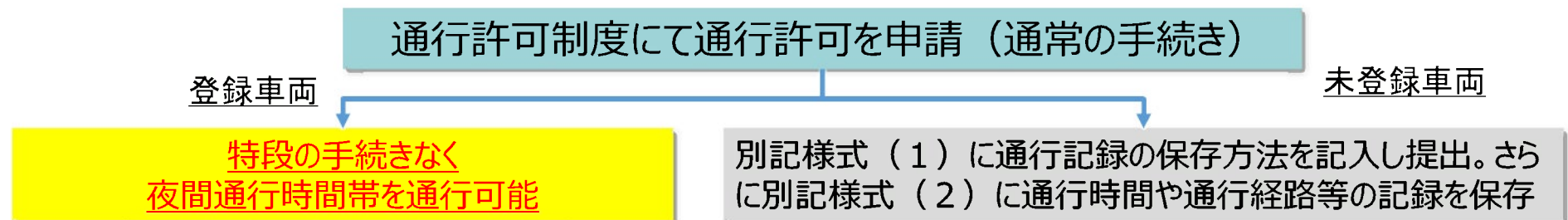
|      |                   |               |         |   |                 |         |
|------|-------------------|---------------|---------|---|-----------------|---------|
| 道路種別 |                   | 道路番号          |         | 1 |                 |         |
| 道路   |                   | 備考            |         |   |                 |         |
|      |                   |               |         |   |                 |         |
| 区間   | 名称<br>(交差点または区間名) | 出発地点交差点       | 交差点地点名  | ～ | 目的地交差点          | 交差点地点名  |
| 1    | 〃                 | 丸瀬 4331340057 | 大字川北    | ～ | 郡島川北 4331340043 | 大字川北    |
|      |                   | 21時～7時に通行のこと  |         |   |                 |         |
| 2    | 〃                 | 郡島 4331440002 | 田中津字1割理 | ～ | 4331340017      | 大字川北字中尾 |
|      |                   | 20時～7時に通行のこと  |         |   |                 |         |
| 3    | 〃                 | 河本 4731720244 | 河本渡     | ～ | 花見 4731720348   | 花見      |
|      |                   | 21時～6時に通行のこと  |         |   |                 |         |
|      |                   |               |         |   |                 |         |

## 4. 緩和適用のための手続き方法(通行許可システム)

- 登録車両が許可制度を利用して通行する場合は特段の手続きは不要です。  
(令和6年4月8日以降に発行された許可証から緩和が適用となります)
- 未登録車両で許可制度を利用して緩和を受けようとする場合は、次ページに記載の別記様式(1)の提出および別記様式(2)の保存が必要です

|             | 通行許可制度を利用                      |                                |                                |                     |
|-------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|---------------------|
|             | 新規申請                           | 変更申請                           | 更新申請                           | 4月5日以前の発行済み許可証      |
| <b>登録車両</b> | 特段の手続き不要<br>(新規申請の許可発行で緩和適用)   | 特段の手続き不要<br>(変更申請の許可発行で緩和適用)   | 特段の手続き不要<br>(更新申請の許可発行で緩和適用)   | 発行元道路管理者へ電話等で再発行を依頼 |
| 未登録車両       | 別記様式(1)を添付し、新規申請<br>別記様式(2)を保存 | 別記様式(1)を添付し、変更申請<br>別記様式(2)を保存 | 別記様式(1)を添付し、更新申請<br>別記様式(2)を保存 |                     |

### 【通行許可制度を利用する際の緩和適用の手続き】



#### 未登録車両向け登録案内webサイト

・車両登録先

[ログイン \(m.hit.go.jp\)](http://m.hit.go.jp)

・車両登録に関するQ & A

[車両の登録 - 特車サイト \(hido.or.jp\)](http://hido.or.jp)

## 4. 緩和適用のための手続き方法(通行許可システム)

- 未登録車両の申請では、以下に示す別記様式（１）に車両番号・申請番号等を記載のうえ、申請データの提出時に受付システムの添付資料の指定画面から提出してください。

※ 別記様式（１）の提出を行わない場合は、緩和後夜間通行時間帯における通行は認められません。条件書にもその旨が記載されますので、あわせてご確認ください。

別記様式（１）

未登録車両が許可申請の際に提出する必要がある書類

| ①<br>車両番号              | ②<br>通行記録の保存方法 | ③<br>通行経路<br>(経路番号) |
|------------------------|----------------|---------------------|
| (記載例)<br>足立 100 あ 1234 | 別記様式（２）の通り     | 2                   |
|                        |                |                     |
|                        |                |                     |

※別記様式（１）（２）は以下のwebサイトよりダウンロードいただきますようお願いいたします

[オンライン申請で利用する各種プログラムと資料 \(m11t.go.jp\)](http://m11t.go.jp)

※許可申請に関するお問い合わせは以下にお願いします。

特車運用事務局 TEL：048-601-3223 mail:ktr-tokusya-info@m11t.go.jp

## 4. 緩和適用のための手続き方法(通行許可システム)

- 未登録車両の申請では、別記様式（２）に、通行経路・通行日・通行時間帯等を記載して実際に通行した日から１年間保存してください

※必要に応じて、国土交通省より提出を求める場合がございます

別記様式（２）

未登録車両が保存する必要がある書類

| ①<br>車両番号              | ②<br>許可番号<br>(申請番号) | ③<br>通行経路<br>(経路番号) | ④<br>緩和試行対象道路<br>(リスト番号) | ⑤<br>通行日             | ⑥<br>通行時間帯       |
|------------------------|---------------------|---------------------|--------------------------|----------------------|------------------|
| (記載例)<br>足立 100 あ 1234 | 〇〇〇〇                | ●<br>■              | 123<br>456               | 令和6年●月○日<br>令和6年■月□日 | 20時～21時<br>7時～8時 |
|                        |                     |                     |                          |                      |                  |
|                        |                     |                     |                          |                      |                  |
|                        |                     |                     |                          |                      |                  |

(記載に関する留意事項)

- ① 車両番号 : 緩和後夜間通行時間帯を通行する許可車両の車両番号を記入すること
- ② 許可番号 (申請番号) : 当該許可車両が受けている許可証の許可番号 (申請番号) を記入すること
- ③ 通行経路 (経路番号) : 当該許可証のうち緩和後通行時間帯を通行した経路を含む経路番号を記入すること
- ④ 緩和試行対象道路 (リスト番号) : 別表の緩和試行対象道路のうち実際に通行した道路の整理番号を記入すること
- ⑤ 通行日 : 当該車両が実際に緩和試行対象道路を通行した年月日を記入すること。
- ⑥ 通行時間帯 : 当該車両が実際に緩和試行対象道路を通行した時間 (20時～21時または6時～7時) を記入すること

※別記様式（１）（２）は以下のwebサイトよりダウンロードいただきますようお願いいたします

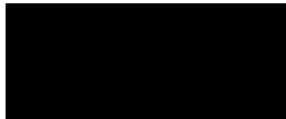
[オンライン申請で利用する各種プログラムと資料 \(m.tit.go.jp\)](http://m.tit.go.jp)

※緩和試行対象道路リストは [こちら](#) よりご参照ください。

# 5. 緩和試行開始後の条件書例(通行許可システム)

## 試行開始前

条件書



5. 通行経路のうち、次の区間については左側端から数えて一番目の車両通行帯（登坂車線が設けられている区間にあつては登坂車線）を通行すること。  
〔申請経路全路線〕

6. 通行時間は、21時から6時までとする。  
（別紙「C・D条件箇所一覧」に通行時間帯が記載されている区間又は箇所）

また、交通混雑が予想される市街地等を通行する場合は、当該区間の交通混雑を避けて通行すること。

7. 道路工事、災害発生等によって、通行経路の一部で通行が禁止又は制限されることがあるが、そのような場合には、現地の標識又は道路管理者の指示に従うこと。

C・D条件箇所一覧

| 通行経路 |      | 出発地住所       |                                       | 目的地住所  |                   |
|------|------|-------------|---------------------------------------|--------|-------------------|
| 1    | 成城街道 |             |                                       |        |                   |
| 通行帯別 | 区間   | 道路管理者       | 経路名称                                  | 地名     | 備考                |
| 普通   | D    | 東京都 第二建設事務所 | 主要地方道 東京都216号線 現道 (5) 日本橋芝浦大橋 (現道0.5) | 東大井1丁目 | 注：夜間通行禁止 (21時～6時) |
| 普通   | D    | 東京都 第二建設事務所 | 主要地方道 東京都216号線 現道 (5) 日本橋芝浦大橋 (現道0.5) | 東大井1丁目 | 注：夜間通行禁止 (21時～6時) |
| 普通   | D    | 東京都 第二建設事務所 | 主要地方道 東京都216号線 現道 (5) 日本橋芝浦大橋 (現道0.5) | 東大井1丁目 | 注：夜間通行禁止 (21時～6時) |

## 試行開始後

条件書



5. 通行経路のうち、次の区間については左側端から数えて一番目の車両通行帯（登坂車線が設けられている区間にあつては登坂車線）を通行すること。  
〔申請経路全路線〕

6. 夜間通行：あり  
通行時間は、別紙「C・D条件箇所一覧」に通行時間帯が記載されている箇所及び通行時間帯を参照すること。  
ただし、20時～7時と記載のある箇所においては、道路法第47条の4の規定に基づく国土交通大臣の登録を受けている車両の場合、または、申請の際に通行時間帯条件の緩和施行に関する書類（別記様式(1)）を提出した場合に限り、20時～21時もしくは6時～7時の通行が可能

また、交通混雑が予想される市街地等を通行する場合は、当該区間の交通混雑を避けて通行すること。

7. 道路工事、災害発生等によって、通行経路の一部で通行が禁止又は制限されることがあるが、そのような場合には、現地の標識又は道路管理者の指示に従うこと。

C・D条件箇所一覧

| 通行経路 |      | 出発地住所       |                                       | 目的地住所  |                   |
|------|------|-------------|---------------------------------------|--------|-------------------|
| 1    | 成城街道 |             |                                       |        |                   |
| 通行帯別 | 区間   | 道路管理者       | 経路名称                                  | 地名     | 備考                |
| 普通   | D    | 東京都 第二建設事務所 | 主要地方道 東京都216号線 現道 (5) 日本橋芝浦大橋 (現道0.5) | 東大井1丁目 | 注：夜間通行禁止 (21時～6時) |
| 普通   | D    | 東京都 第二建設事務所 | 主要地方道 東京都216号線 現道 (5) 日本橋芝浦大橋 (現道0.5) | 東大井1丁目 | 注：夜間通行禁止 (21時～6時) |
| 普通   | D    | 東京都 第二建設事務所 | 主要地方道 東京都216号線 現道 (5) 日本橋芝浦大橋 (現道0.5) | 東大井1丁目 | 注：夜間通行禁止 (21時～6時) |

---

(2)

## 重量物運搬用セミトレーラの 交差点折進判定における長さの判定基準の変更

一定の条件を満たす場合に、  
寸法車両分類が0型の重セミの交差点の  
通行条件がⅠ型の通行条件となるように  
します

# 1. システム改良の概要

- 車両の旋回性能の検証を踏まえ、重量物運搬用セミトレーラ（重セミ）に対して、通行経路上の交差点の折進方向の交差角が90度以下の場合に、通常の新セミトレーラの I 型の長さの上限+ 1.0m の範囲までは I 型と同一の通行条件となるように、判定基準を変更します。
  - ✓ 車種区分が重セミ（軸種がその他の車両を除く）の申請について、次ページに示す一定の条件を満たす車両諸元及び交差点折進において、通行条件を算定するための車両寸法分類を 0 型から I 型に変更します。
  - ✓ 対象となる制度は、特車通行確認制度および特車通行許可制度です。
  - ✓ 基準の変更が適用されるために特段の手の続の必要はございません。従来通りに申請を行っていただくことで自動的に条件を満たすか否かが判定され、基準変更が適用されます。

## 【車両寸法分類が通行条件に与える影響の例】

折進情報

枝番1枝番2枝番3枝番4

進入交差点番号3624310005

| 枝番 | 折進先<br>交差点番号 | 車両分類 |   |    |     | 進禁 |                               |
|----|--------------|------|---|----|-----|----|-------------------------------|
|    |              | 0    | I | II | III |    |                               |
| 1  | 3624310005   | -    | - | -  | -   |    |                               |
| 2  | 3624410015   | 個    | 個 | 個  | 個   |    | 一般国道 39                       |
| 3  | 3624410029   | B    | B | B  | B   |    | 一般国道 39<br>一般国道 39<br>一般国道 39 |
| 4  | 3624410046   | C    | B | B  | B   |    | 一般国道 39                       |
| 5  |              |      |   |    |     |    |                               |
| 6  |              |      |   |    |     |    |                               |
| 7  |              |      |   |    |     |    |                               |

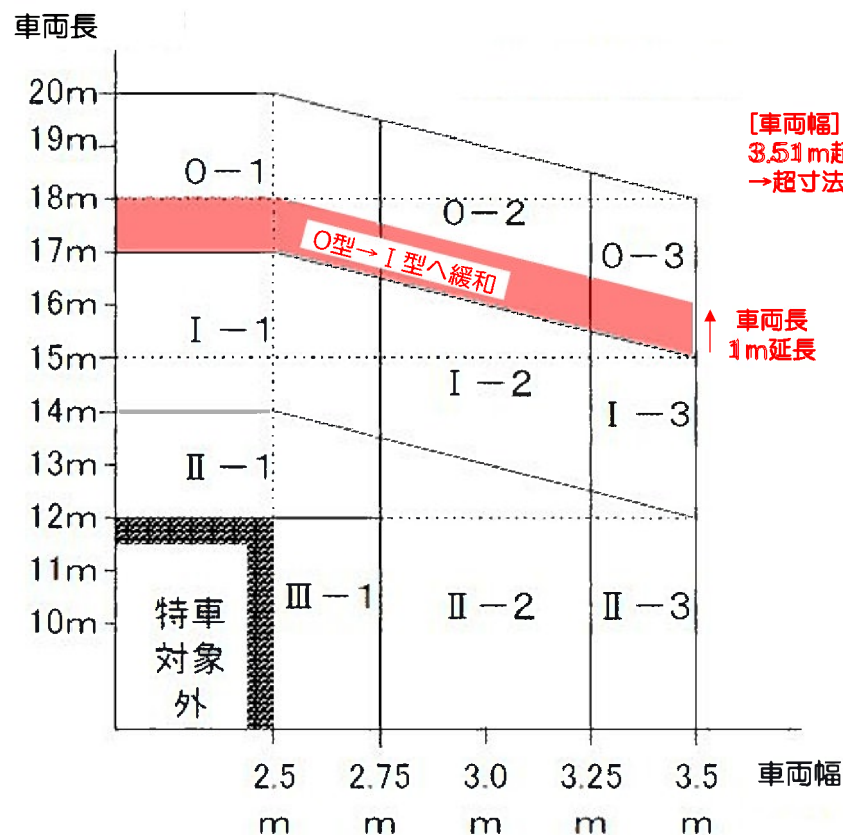
重セミの場合、車両寸法分類が 0 型から I 型に緩和されることにより、通行条件が「個別審査」から「C 条件」に緩和されます。

| 車両寸法分類 | 折進時に適用される通行条件 |
|--------|---------------|
| 0 型    | C 条件          |
| I 型    | B 条件          |

## 2. 基準変更の適用のための条件について

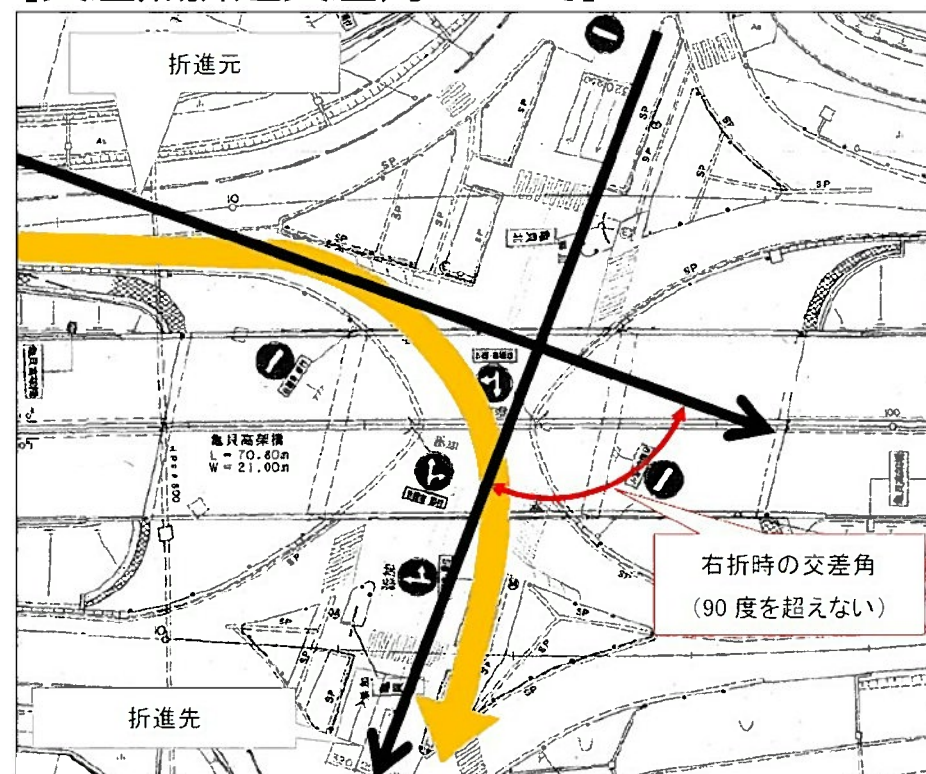
- 基準変更（交差点折進を0型⇒I型で審査）が適用される条件は以下のとおりです
  - ① 申請車種が重セミ（その他軸種は除く）であること
  - ② 適用対象範囲に該当する車両諸元であること（車両の長さ：最大18m 以下、車両の幅：最大3.5m 以下）
  - ③ 申請経路上の交差点折進交差角が90度以内であること
- 基準変更が適用された場合であっても、算定結果の帳票には0型として表示されます。

### 【0型からI型への緩和対象範囲】



：緩和対象範囲

### 【交差点折進交差角について】



※申請経路上の交差点折進交差角が90度以内であることに関しては、各道路管理者に確認を行い、緩和対象として設定して問題ないと回答があった折進方向が緩和対象の交差点情報として登録されています。

### 3. 緩和適用のための手続き方法(通行確認システム)

- 登録車両が確認制度を利用して通行する場合は特段の手続きは不要です。  
(令和6年4月8日以降に発行された回答書から緩和が適用となります)

|             | 通行確認制度を利用                  |                                               |
|-------------|----------------------------|-----------------------------------------------|
|             | 新規発行の回答書                   | 4月5日以前に発行済み回答書                                |
| <b>対象車両</b> | 特段の手続き不要<br>(回答書取得で自動的に緩和) | 新規経路確認を実施 ※手数料発生<br>または<br>回答書再発行(準備中) ※手数料なし |

4月5日以前に発行し、今回緩和適用となる回答書の再発行については、対象車両の回答書をお持ちの申請者様に直接ご連絡を差し上げます。準備ができ次第ご連絡いたします。